

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規 則 栄養士免許その他の手数料徴收規程の一部改正
- ◇告 示 土地改良区設立の認可の申請  
土地配分計画の作成
- ◇正 誤 昭和二十八年一月十三日鳥取県告示第十三号中訂正

## 規 則

- 一 栄養士免許手数料
- 二 栄養士免許証書換手数料
- 三 栄養士免許証再交付手数料
- 四 理容師又は美容師試験手数料
- 五 理容師又は美容師試験合格証明書交付手数料
- 六 理容師若しくは理髪師又は美容師免許手数料

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

栄養士免許その他の手数料徴收規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第四号

栄養士免許その他の手数料徴收規程の一部を改正する規則

栄養士免許その他の手数料徴收規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。第一條第一号から第九十二号までを次のように改める。

- 百 百円
- 百五十円
- 五百円
- 三百円

- 七 理容師若しくは理髪師又は美容師免許証書換手数料 百円
- 八 理容師若しくは理髪師又は美容師免許証再交付手数料 百五十円
- 九 あん摩、はり、きゆう、師及び柔道整復師の試験手数料 五百円
- 十 あん摩、はり、きゆう、師及び柔道整復師の免許手数料 三百円
- 十一 あん摩、はり、きゆう、師及び柔道整復師の免許証書換手数料 百円
- 十二 あん摩、はり、きゆう、師及び柔道整復師の免許証再交付手数料 百五十円
- 十三 保健婦免許手数料 三百円
- 十四 保健婦免許状書換手数料 百円
- 十五 保健婦免許状再下付手数料 百五十円
- 十六 保健婦業務従事証交付手数料 三百円
- 十七 保健婦業務従事証書換手数料 三百円
- 十八 保健婦業務従事証再交付手数料 百五十円
- 十九 助産婦名簿登録手数料 百五十円
- 二十 助産婦名簿簿本下付手数料 三百円
- 二十一 助産婦業務従事証交付手数料 三百円
- 二十二 助産婦業務従事証書換手数料 百円
- 二十三 助産婦業務従事証再交付手数料 百五十円
- 二十四 看護婦免許手数料 三百円

- 二十五 看護婦免許状書換手数料 百円
- 二十六 看護婦免許状再交付手数料 百五十円
- 二十七 看護婦業務従事証交付手数料 三百円
- 二十八 看護婦業務従事証書換手数料 百円
- 二十九 看護婦業務従事証再交付手数料 百五十円
- 三十 乙種看護婦試験手数料 二百円
- 三十一 看護人免許手数料 三百円
- 三十二 看護人免許状書換手数料 三百円
- 三十三 看護人免許状再交付手数料 百五十円
- 三十四 看護人業務従事証交付手数料 三百円
- 三十五 看護人業務従事証書換手数料 百円
- 三十六 看護人業務従事証再交付手数料 百五十円
- 三十七 薬局開設登録手数料 二千円
- 三十八 薬局開設登録票書換手数料 百円
- 三十九 薬局開設登録票再交付手数料 二百円
- 四十 薬局開設登録更新手数料 五百円
- 四十一 医薬品販売業登録手数料 二千円
- 四十二 医薬品販売業登録票書換手数料 百円

- 四十三 医薬品販売業登録票再交付手数料 二百円
- 四十四 医薬品販売業登録更新手数料 五百円
- 四十五 医薬品配置販売業の配置員身分証明書交付手数料 五百円
- 四十六 医薬品配置販売業の配置員身分証明書書換手数料 百円
- 四十七 医薬品配置販売業の配置員身分証明書再交付手数料 二百円
- 四十八 医薬品配置販売業の配置員身分証明書更新手数料 五百円
- 四十九 溶性サツカリン、ズルチン、合成着色中タール色素又は合成膨脹剤原料を主要成分とする製剤製品検査手数料 三千円
- 五十 飲食店営業許可手数料 二千円
- 五十一 喫茶店営業許可手数料 千円
- 五十二 菓子製造業許可手数料 千五百円
- 五十三 水菓子製造業許可手数料 千五百円
- 五十四 牛乳処理業及び特別牛乳さく、取処理業許可手数料 二千五百円
- 五十五 乳製品、クリーム、はつ、醇乳、バター、チーズ、冷凍乳菓（乳脂肪分三%以上を含むアイスクリームをいう。）その他乳を主要原料とする食品及びマーガリンの製造業許可手数料 三千円
- 五十六 飲用牛乳類似品製造業許可手数料 三千円
- 五十七 食肉販売業許可手数料 千円
- 五十八 ハム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品の製造業許可手数料 三千円

- 五十九 魚介類販売業許可手数料 千円
  - 六十 魚介類市場営業許可手数料 三千円
  - 六十一 魚肉練製品製造業許可手数料 二千円
  - 六十二 魚介類冷凍業許可手数料 三千円
  - 六十三 清涼飲料水又は保存飲料水製造許可手数料 三千円
  - 六十四 つくだ、煮製造業許可手数料 三千円
  - 六十五 氷雪の採取製造又は販売業許可手数料 三千円
  - 六十六 第五十二号から第六十四号までのもの以外のかん詰又はびん詰食品製造業許可手数料 三千円
  - 六十七 温泉利用許可手数料 千円
  - 六十八 興業場営業許可手数料 千円
  - 六十九 旅館営業許可手数料 千円
  - 七十 公衆浴場営業許可手数料 千円
  - 七十一 と畜検査手数料 五百円
  - 七十二 へい、獣取扱場設置許可手数料 千五百円
  - 七十三 へい、獣化製場設置許可手数料 三千円
  - 七十四 病院開設許可手数料 二千円
  - 七十五 病院の使用許可証交付手数料 二千円
- （小売販売業の許可のみの場合は千五百円）

- 七十六 診療所開設許可手数料 五百円
- 七十七 診療所の使用許可証交付手数料 五百円
- 七十八 助産所開設許可手数料 四百円
- 七十九 助産所の使用許可証交付手数料 四百円
- 八十 歯科衛生士試験手数料 八百五十円
- (学説試験又は実地試験のみの場合は四百五十円)
- 八十一 歯科衛生士籍登録手数料 三百円
- 八十二 歯科衛生士籍訂正手数料 百円
- 八十三 歯科科衛生士免許証再交付手数料 百五十円
- 八十四 死体保存許可手数料 二百円
- 八十五 歯科用金地金割当手数料 五十円
- 八十六 歯科用金地金販売業認可証交付手数料 五百円
- 八十七 歯科用金地金販売業認可証書換交付手数料 百円
- 八十八 歯科用金地金販売業認可証再交付手数料 二百円
- 八十九 ドライクリーニング師試験手数料 五百円
- 九十 ドライクリーニング師試験合格証明書交付手数料 百円
- 九十一 ドライクリーニング師免許手数料 三百円
- 九十二 ドライクリーニング師免許証書換手数料 百円

- 九十三 ドライクリーニング師免許証再交付手数料 百五十円
- 九十四 犬の登録(鑑札の交付を含む)手数料 三百円
- 九十五 犬の鑑札再交付手数料 百円
- 九十六 犬の狂犬病予防注射手数料 百五十円
- 九十七 犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 三十円
- 九十八 犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 三十円
- 九十九 集乳業許可手数料 千円
- 百 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十五條及び優生保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)第十條第一項の規定に基く受胎調節実地指導員指定証更訂手数料 三百円
- 百一 優生保護法施行規則第十二條の規定に基く受胎調節実地指導員指定証更訂手数料 百円
- 百二 優生保護法施行規則第十四條第一項の規定に基く受胎調節実地指導員標識交付手数料 百五十円
- 百三 優生保護法施行規則第十條第二項の規定に基く受胎調節実地指導員標識交付手数料 百円
- 百四 優生保護法施行規則第十四條第二項の規定に基く受胎調節実地指導員標識再交付手数料 百円
- 百五 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六條の規定に基く診療エックス線技師免許手数料 三百円
- 百六 診療エックス線技師法第八條第二項の規定に基く診療エックス線技師免許証再交付手数料 百五十円
- 百七 診療エックス線技師法第十二條第二項の規定に基く診療エックス線技師免許証書換手数料 百円
- 百八 診療エックス線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)第七條第二項の規定に基く診療エックス線技師免許証裏書手数料 三百円

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、東伯郡上中山村大字退休寺樋口清茂外十四名の者より、上中山村退休寺土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覽に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覽の期間  
昭和二十八年一月二十一日から同年二月九日まで

三 縦覽の場所

東伯郡上中山村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二條第二項の規定に基き次のとおり土地配分計画を作成した。

昭和二十八年一月二十日

鳥取県知事 西 屋 愛 治

地区名	郡	村	大字	字	予定口数	売渡立木樹種	予定数量	売渡
	鳥取	岩美	野倍	奥谷	越谷、北打越、西打越	一	松	一、四六五
所 在 地	牛飼場、山田、奥寺、奥ヒバ、打				一	松	一、四六五	石

正 誤

昭和二十八年一月十三日鳥取県告示第十三号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	誤	正
八下六	三、〇二四ノ二	三、〇三四ノ二
九上	一、〇一四	一、〇一四
〃	五三、〇一〇	三、〇〇一
十下五	金尾谷	金尾谷